

生駒市東菜畑2丁目 自主防災会会則

【総則】

第 1 条:本会の名称は「東菜畑2丁目自主防災会」と称する。

第 2 条:本会は、東菜畑2丁目自治会 会則第4条に定める会員をもって構成する。

第 3 条:本会は、住民相互共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、風水害等の自然災害による、被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

第 4 条:本会は、前条の目的を達成するために、次の事業(取り組み)を行う。

- ①防災に関する知識の共有と啓蒙活動。
- ②自然災害に関する、災害予防対策に関すること。
- ③災害発生時における情報の収集・伝達、初期消火、避難誘導等応急対策に関すること。
- ④防災訓練実施に関すること。
- ⑤防災資機材等の整備に関すること。
- ⑥その他、本会の目的を達成するために必要と、役員会で判断されたこと。

【役員および役員会】

第 5 条:本会の事業推進の意思決定機関として「自主防災会役員会」を置く。

役員会メンバーは、・防災会長 ・防災副会長 ・自治会長 ・自治会副会長
・自治会会計にて構成するものとする。

第 6 条:役員を担当する班は、各年度の自治会「各部・班構成」表にて割り当てるものとする。

第 7 条:防災会長は、本会を代表するとともに、会を総括し災害発生時における応急対策活動の指揮を行う。

第 8 条:防災副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときに、その職務を代行する。

第 9 条:自治会長、自治会副会長は、防災会長、副会長を補佐し、防災全般の取り組みのために助言、支援するものとする。

第 10 条:役員会は、検討議題等必要に応じて防災会長が招集する。ただし役員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に召集することができる。

第 11 条:役員会は、以下の議題、審議事項を検討し、推進方針と対応内容を決めてゆく。

- ① 自主防災活動の「計画立案」「推進方法」「課題への解決策検討」
- ② 活動に必要な なる 予算の執行決裁と収支管理。
- ③ 本会則の、変更、改訂。

④ 生駒市、奈良県 等からの要請に基づく依頼事項について、実施計画の策定。

⑤ その他 自主防災活動に関わる取り組み事項に関するもの

【事務局の設置と運営】

第 12 条:防災会長他役員の任期は原則1年間で、取り組み内容やノウハウ、ナレッジの継承が図られないことを避けるため、役員会傘下に「自主防災会事務局」を設置する。

第 13 条:自主防災会事務局は、防災会長が任命した事務局長および必要となる事務局員で構成する。事務局の構成、役割、任期については、役員会にて都度審議して決定してゆくものとする。

【会計および監査】

第 14 条:本会の事業推進に必要な経費は、自治会防災部予算より充てるものとする。

第 15 条:予期せぬ災害発生等、緊急に必要な経費負担が生じた場合は、役員関係者にて協議の上、自治会予備費からの充当にて対応するものとする。

第 16 条:年度末に行う会計監査は、自治会会計全体での監査に準じて、実施するものとする。

【付則】

この会則は、令和7年 4月 1日より施行する。